

平成 28 年 10 月 21 日

各 位

学校法人ノースアジア大学  
学園広報担当

## 第 25 回模擬裁判を開催

主催 ノースアジア大学法学部／模擬裁判実行委員会

ノースアジア大学法学部では、**学生が中心となって**制作から公演まで行う「模擬裁判」を**10月22日（土）**に開催します。

模擬裁判は、法学部の伝統行事であり、今回で25回目を迎えます。

この行事は、裁判員裁判制度をとり入れて制作した裁判劇で、一般の方にも、裁判の流れや裁判員の仕事などをわかりやすくお伝えすることを念頭に置いています。

入場料は無料で事前の予約等は必要ありません。

入場される方全員にパンフレットをお配りいたします。皆様のご来場をお待ちしております。

### 【日時等】

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 日 時   | 平成 28 年 10 月 22 日（土） 開場 12:30 開演 13:00                        |
| 2. 場 所   | ノースアジア大学古田記念講堂（秋田市下北手桜守沢 4 6 - 1）<br>※詳しくは、当日、大学内の案内板をご覧ください。 |
| 3. タイトル  | 刑法 108 条 放火罪<br>～「被告人の心」と「火を放つ心」と～                            |
| 4. 入 場 料 | 無料  |
| 5. 主 催   | ノースアジア大学法学部／模擬裁判実行委員会   |

### 【広報に関するお問い合わせ先】

学校法人ノースアジア大学（学園広報担当）

TEL 018-836-6527 FAX 018-836-3321 E-MAIL : koho@nau.ac.jp

〒010-8515 秋田市下北手桜守沢 46-1

## 模擬裁判公演について

### 1. はじめに

模擬裁判は、企画、舞台製作から脚本、演技まで学生が中心となって担当しています。法律を勉強する学生にとって日頃勉強している内容をさらに深く研究し、その成果を発表する貴重な機会です。

また、ご来場の皆様にとって法律や裁判員制度を理解していただくきっかけとなれば幸いです。

### 2. 制作について

裁判員裁判（刑事裁判）の流れや裁判員にどのような役目があるのかをわかりやすく表現しています。手続の流れや事件についての検察側・弁護側の主張、劇中で使用する法律用語等はスクリーンに解説を表示して、裁判員裁判を理解しやすいように視覚的な配慮をしています。また、劇中でクイズを出したり、休憩時にアンケートをとるなど、観客に参加して一緒に考えてもらう工夫をしています。

### 3. あらすじ

被告人・増田巧は、妻に対して暴力を振るっていました。妻は離婚を考え始め、何度か家出をしたり、また睡眠薬自殺を図ったりもしました。そして事件前日、被告人は妻がまた家出したことを知ります。被告人は、妻との関係や将来を考えて悲観的な気持ちとなり、家を燃やして死のうとガソリンを家のリビングなどに撒布しました。

その35分後、被告人は、死ぬ前に最後のタバコを吸おうと思い、口にタバコを咥えてライターに点火したところ、事前に撒いて気化したガソリンに引火し、家を全焼させてしまいます。そして被告人は、近くの派出所に自首しました。

検察官は、「被告人が家屋にガソリンを撒いた行為は放火の実行の着手である。気化したガソリンに火気を近づけることが危険なことは一般常識である。ガソリンを撒いた段階において、家屋が焼損する切迫した危険が生じている。よって、被告人には、放火の実行の着手が認められ、さらに焼損も認められることから、刑法108条の現住建造物等放火罪が成立する」と主張します。

これに対し弁護人は、「検察官の主張は認められない。確かに被告人はガソリンを撒いてはいるが、それに直接火を放ってはない。自分を落ち着かせるためにたばこに火をつけたにすぎず、あくまでも放火のためではない。したがって、被告人の行為は、放火の実行に至ってはならず、その準備段階にすぎない。現住建造物等放火罪は認め

られない。加えて被告人の自首によりその刑は減刑されるべきである」と弁護します。

3人の職業裁判官と一般市民より選ばれた6人の裁判員が、検察・弁護側双方より挙げられる証拠をもとに判決を下します。